

大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者等)

第4条 法第78条の2第4項第1号（法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条例で定める者は、法人である者とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第9条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）
指定地域密着型サービス基準第3条の2から第3条の27まで、第3条の28第1項

及び第3項、第3条の29から第3条の39まで、第3条の40第1項、第3条の41及び第3条の42

- (2) 指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービス基準第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第4条から第12条まで、第13条第1項及び第3項、第14条から第16条まで及び第17条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の20まで、第3条の25、第3条の26、第3条の31から第3条の36まで、第3条の38及び第3条の39
- (3) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第41条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第59条まで及び第60条第1項並びに附則第2条並びに指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39及び第12条
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第62条から第86条まで及び第87条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第53条第1項、第55条及び第58条
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第89条から第92条まで、第93条第2項から第7項まで、第94条から第106条まで及び第107条第1項並びに附則第8条並びに指定地域密着型サービス基準

第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の34まで、第3条の36、第3条の38、第3条の39、第53条第1項、第58条、第80条、第82条の2、第84条及び第85条第1項から第4項まで

- (6) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第109条から第127条まで及び第128条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第53条第1項、第57条、第58条、第80条及び第85条第1項から第4項まで
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定地域密着型サービス基準第130条から第155条まで（第132条第1項第1号イを除く。）及び第156条第1項並びに附則第14条から第16条まで並びに指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の39、第53条第1項、第57条及び第85条第1項から第4項まで
- (8) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。） 指定地域密着型サービス基準第131条及び第158条から第168条まで並びに附則第16条並びに指定地域密着型サービス基準第169条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、

第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32、第3条の34、
第3条の36、第3条の39、第53条第1項、第57条、第85条第1項から第4項まで、
第133条から第135条まで、第138条、第141条、第143条から第147条まで、第151
条から第155条まで及び第156条第1項

(9) 指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定複合型サービスをいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第170条から第180条まで及び第181条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第53条第1項、第55条、第58条、第68条から第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第79条及び第81条から第86条まで

（管理者の責務）

第6条 指定地域密着型サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の27まで、第3条の28第3項、第3条の29から第3条の39まで、第3条の40第1項、第3条の41第2項及び第3条の42

(2) 指定夜間対応型訪問介護 指定地域密着型サービス基準第9条から第12条まで、第13条第3項、第14条から第16条まで及び第17条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の20まで、第3条の25、第3条の26、第3条の31から第3条の36まで、第3条の38及び第3条の39

(3) 指定認知症対応型通所介護 指定地域密着型サービス基準第48条から第52条ま

で、第54条から第59条まで及び第60条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39及び第12条

(4) 指定小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第68条から第86条まで及び第87条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第55条及び第58条

(5) 指定認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型サービス基準第94条から第106条まで及び第107条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の34まで、第3条の36、第3条の38、第3条の39、第58条、第80条、第82条の2、第84条及び第85条第1項から第4項まで

(6) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービス基準第113条から第127条まで及び第128条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第57条、第58条、第80条及び第85条第1項から第4項まで

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものを除く。） 指定地域密着型サービス基準第133条から第155条まで及び第156条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32、第3条の34、第3条の

36、第3条の39、第57条及び第85条第1項から第4項まで

- (8) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。） 指定地域密着型サービス基準第161条から第168条まで並びに指定地域密着型サービス基準第169条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の39、第57条、第85条第1項から第4項まで、第133条から第135条まで、第138条、第141条、第143条から第147条まで、第151条から第155条まで及び第156条第1項
- (9) 指定複合型サービス 指定地域密着型サービス基準第176条から第180条まで及び第181条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第55条、第58条、第68条から第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第79条及び第81条から第86条まで

（記録の整備）

第7条 指定地域密着型サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定地域密着型サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項各号に掲げる記録
- (2) 指定夜間対応型訪問介護 指定地域密着型サービス基準第17条第2項各号に掲げる記録
- (3) 指定認知症対応型通所介護 指定地域密着型サービス基準第60条第2項各号に掲げる記録

- (4) 指定小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第87条第2項各号に掲げる記録
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型サービス基準第107条第2項各号に掲げる記録
- (6) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービス基準第128条第2項各号に掲げる記録
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものを除く。） 指定地域密着型サービス基準第156条第2項各号に掲げる記録
- (8) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。） 指定地域密着型サービス基準第169条において読み替えて準用する指定地域密着型サービス基準第156条第2項各号に掲げる記録
- (9) 指定複合型サービス 指定地域密着型サービス基準第181条第2項各号に掲げる記録

（指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居に係る基準）

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1、2又は3とする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員）

第9条 指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）の1の居室の定員は、4人以下とする。

（区域外の事業所に係る基準の特例）

第10条 第3条から前条までの規定にかかわらず、法第78条の2第1項の申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合にあっては、当該事業所に係る同項の条例で定める数、同条第4項第1号の条例で定める者、法第78条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型サービスの事業の設

備及び運営に関する基準は、当該事業所の所在地の市町村の条例に定めるところによる。

(指定地域密着型サービス基準等の改正に伴う経過措置)

第11条 指定地域密着型サービス基準（指定地域密着型サービス基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定地域密着型サービスの事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

介護保険法に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

介護保険法（抄）

(指定の更新)

第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2-3 省略

4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2-3 省略

4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)-(12) 省略

5-11 省略

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 - 8 省 略

(準 用)

第78条の12 第70条の2、第71条及び第72条の規定は、第42条の2第1項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

介護保険法施行令（抄）

（指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に関する読み替え）

第35条の6 法第78条の12の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省 略	省 略	省 略
第70条の2 第4項	前条	第78条の2
	第1項	第78条の12において準用する 第1項
省 略	省 略	省 略